

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	11-01-01		戦略プラン		● 協働		○ 業務		○ 財務		○ 人事	
事務事業名	地域環境整備対策（荒川ルール）		部課名		防災都市づくり部都市計画課		課長名		能見			
			担当者名		塚野		内線		2813			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-04-01		地域環境整備対策費								
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 8年度 ○ 7年度）				○ 建設事業		● それ以外の継続事業				
開始年度		平成 18（ 2006 ）年度		根拠		通称「荒川ルール条例」						
終期設定		● 有 ○ 無 令和 11（ 2029 ）年度		法令等								
実施基準		○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分		● 計画		○ 非計画				
行政評価事業体系		分野		VI		安全安心都市						
		政策		12		利便性の高い都市基盤の整備						
		施策		01		快適な市街地環境への誘導						
目的		区内で延べ面積3,000㎡以上（かつ高さ10m超）のマンションが建設される場合において、その建設計画を早期に地域関係者に周知するとともに、地域関係者と事業者とが協議を行うための必要な手続きを定めることにより、地域における生活環境の保全と建築紛争を未然に防止する。										
対象者等		延べ面積3,000㎡以上（かつ高さ10m超）のマンション建築主										
内容		○『荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例』（荒川ルール条例）を平成18年12月15日に制定し、運用している。 ○一定規模のマンション計画の初期段階において、事業者側の構想を周辺住民に伝える住民参加型まちづくりの仕組みとして、地域住民と事業者とが協議を行うために必要な手続きを定めている。 ○条例手続きの流れは以下のとおり ①事業者が区へ計画書を提出→②事業者による地域住民への計画説明会の実施→③地域住民による地域関係者会の設立→④地域関係者会から区へ「意見書」の提出→⑤「意見書」を踏まえ、区と事業者で協議→⑥事業者が区へ「回答書」を提出→⑦区は地域関係者会に協議結果の報告と「回答書」の送付→⑧地域関係者会と事業者との協議の継続→⑨回答書の内容等で合意した事項について「協定書」の締結→⑩区は地域関係者会と事業者に終了通知の送付										
経過		○平成10年、荒川区荒川1丁目39番に31階建て超高層マンションの建設が計画され、周辺住民は「高さ制限条例の制定」を求める直接請求を平成11年3月に区議会に提出した。直接請求は否決されたが、この問題を契機として、『荒川区マンション建設に伴う地域環境の配慮に関する要綱』（荒川ルール要綱）を平成11年11月1日に制定した。 ○上記要綱の対象となるマンションの延べ面積を5,000㎡から3,000㎡に引き下げるとともに、協議に応じない事業者への勧告や事実経過の公表を可能とするため、平成18年12月15日、『荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例』を制定し、同日施行した。 ○平成19年5月31日、荒川ルール要綱を廃止した。										
必要性		一定規模のマンション建設における紛争を未然に防止するとともに、良質なマンションの供給及び地域環境の保全と向上のため、その必要性は大きい。										
実施方法		(1直営) (直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員)										
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明				
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)					
	①	建築紛争未然予防割合（％）	100	100	100	100	100	紛争未然予防件数／届出件数				
	②	協定締結率（％）	100	100	100	100	100	協定締結件数／届出件数				
③												
事務事業の分類			分類についての説明・意見等									
8年度		9年度										
継続		継続		一定規模のマンション建設にあたり、事業者と近隣住民との間で建築紛争を未然に防止する制度として極めて有用であるため、継続して実施する。								

予算・決算額等の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額		255	253	251	251	248	252	252
決算額（8年度は見込み）		84	83	0	107	64	64	252
実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	届出件数	5	8	6	6	6	8	6
	事業者による説明会回数	3	3	6	6	6	8	6
	地域関係者会議の回数	13	14	3	3	2	2	2
	アドバイザー派遣回数	2	2	0	1	0	0	1

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	アドバイザー報酬	61	報酬	アドバイザー報酬	61	報酬	アドバイザー報酬	224
旅費	アドバイザー旅費	3	旅費	アドバイザー旅費	3	旅費	アドバイザー旅費	9
需用費	連絡調整会議賄い	1	需用費	連絡調整会議賄い	1	需用費	連絡調整会議賄い	1
使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	18

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与と関係費	3,751	4,461	710	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	3	3	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与と引当金繰入額	264	1,255	991		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,018	▲ 5,719	▲ 1,701
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		4,018	5,719	1,701	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 4,018	▲ 5,719	▲ 1,701
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 4,018	▲ 5,719	▲ 1,701

備考	6年度及び7年度については、アドバイザーを派遣する建築計画がなかったことから、物件費は変動していない。
----	---

問題点・課題	○地域関係者からは、計画建物の高さの低減や敷地境界からのセットバックを求める意見が多いが、適法であることを理由に事業者が計画を見直す可能性は少なく、意識の隔たりが大きい。 ○既存建物の解体工事の対応など、計画初期段階で地元住民が受けた事業者に対する悪い印象が、その後の建築計画に大きく影響するため、周辺住民に対し丁寧な対応を心がけるよう事業者に要請している。 ○町会加入や町会掲示板の移設、資源ごみ集積場所の移動など、周辺住民や町会との関係について地域関係者と事業者が話し合える環境を整える必要がある。
--------	--

問題点・課題の改善策											
	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容			令和7年度に実施した 改善内容および評価			令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容				
①	町会加入や工事に伴う近隣迷惑への 対応など、事業者への働きかけを継 続していく。			町会加入や解体工事の影響、狹隘道 路での工事車両通行に伴う近隣迷惑 への対応など、事業者への働きかけ を継続的に行った。			町会加入やごみ集積場所の調整、 狹隘道路での工事車両通行等に伴 う近隣迷惑への対応など、事業者 への働きかけを継続していく。				
②	住民からの意見に丁寧に対応すると ともに、アドバイザー派遣も活用し ながら紛争予防に努めていく。			住民の意見に丁寧な対応に努めた が、アドバイザーの派遣要請はな かった。			住民からの意見に丁寧に対応する とともに、アドバイザー派遣も活 用しながら紛争予防に努める。				
③											
他 施 区 実 況	（実施			0	区	未実施	22	区	不明	0	区）
議 会 （ 要 質 問 状	・平成16年2定 「荒川ルール」における区の立場について ・平成17年3定 「荒川ルール」における区の対応について										

事務事業分析シート（令和8年度）										No1			
事務事業コード		11-01-02			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事						
事務事業名		開発許可制度			部課名		防災都市づくり部都市計画課		課長名		能見		
					担当者名		古山		内線		2813		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）													
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		昭和 43（ 1968 ）年度		根拠		都市計画法							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等									
実施基準		☒ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画							
行政評価事業体系		分野		VI		安全安心都市							
		政策		12		利便性の高い都市基盤の整備							
		施策		01		快適な市街地環境への誘導							
目的		一定規模以上の土地での区画形質の変更（道路の新設及び廃止、1mを超える切土又は盛土等）を伴う行為について、内容を審査し、適性を確認した上で許可することで、無秩序な市街地の形成を防止するとともに、安全で良好な宅地水準を確保する。											
対象者等		主として建築物の建築又は特定工作物の建設を行うために、500㎡以上の土地での区画形質の変更を行う事業者											
内容		以下の技術基準に適合しているかどうか審査 ・ 予定建築物が用途地域等に適合していること ・ 接続先の道路、開発区域内の道路・公園等が基準に適合していること ・ 給排水施設が基準に適合していること ・ 申請者に必要な資力及び信用があること ・ 工事施行者に必要な能力があること ・ 開発区域及びその周辺の所有者等から相当の同意を得ていること ※住環境条例、指導要綱等の内容を併せて指導											
経過		昭和43年6月15日 都市計画法公布 平成12年4月 1日 地方分権に伴い、都の事務処理特例条例により委任となる 平成18年5月31日 都市計画法改正により、開発行為の協議は必要となる 令和 2年4月 1日 東京都は、開発許可の審査基準の改定を行った。主な内容は以下のとおり。 ①区域内の道路における無電柱化の技術的指針を都のホームページで公表 ②「質の変更」に係る許可対象面積の下限を3,000㎡以上から500㎡以上とする ③開発区域の一体性の判断基準において、事業の関連性に基づく規定を設ける等 令和 3年 4月 1日 上記の東京都の改定を踏まえ荒川区開発審査基準を改正 令和 4年 4月28日 災害危険区域等における適用区分の変更に伴い、区の審査基準を一部改正 令和 6年 7月30日 盛土規制法の運用開始に伴い、区の審査基準を一部改正 令和 8年10月下旬 宅地開発における無電柱化の推進に向けた新たな条例が都で制定される											
必要性		都市計画法に基づく事務のため、必要不可欠である。											
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）											
指標		事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明			
					5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)				
		①	許可までの日数(審査期間)（日）	30	35	48	50	30	審査期間の平均日数(標準処理期間65日)				
		②	審査請求件数	0	0	0	0	0	審査請求を受けないよう、厳正な審査を行う				
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
8年度		9年度											
継続		継続											
法律に基づく事務であり、秩序あるまちづくりを進めていくため、継続して実施する。													

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,690	4,400	710	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	264	1,255	991		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,954	▲ 5,655	▲ 1,701
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		3,954	5,655	1,701	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 3,954	▲ 5,655	▲ 1,701
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 3,954	▲ 5,655	▲ 1,701	

備考

主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題

○盛土規制法の施行により、盛土の安全性に対する社会的な関心が高まっているため、都市計画法の開発許可の審査基準を強化することで、安全な都市開発を促進する必要がある。

○大規模開発により小中学校等の行政需要に対応できなくなることが想定されることから、開発規模や時期をコントロールできる仕組みにを検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	区の審査基準をもとに、適切な運用を図っていく。	区の審査基準をもとに、適切に運用した。	区の審査基準をもとに、適切に運用を進めていく。
②	開発を制限できる仕組みについて、調査検討する。	開発を制限できる仕組みについて、検討した。	引き続き、開発を制限できる仕組みについて、調査、検討する。
③			

他区の実 施状況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	11-01-03		戦略プラン	☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事				
事務事業名	都市計画審議会運営		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	能見		
			担当者名	塚野	内線	2813		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-01-01	都市計画審議会費						
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 47	（ 1972 ）	年度	根拠	都市計画法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	都市計画法による権限に属する事項と、区長が諮問する都市計画に関する事項について、調査・審議を行う。また、関係行政機関に対し、必要に応じて都市計画に関する事項の建議を行う。							
対象者等	荒川区全域							
内容	○審議内容 東京都決定、区決定の都市計画等について調査、審議、答申または建議する。 ○構成員 学識経験者6人、区議会議員5人、関係行政機関の職員3人（東京都建設局、警察、消防）、区民5人 計19人							
経過	●令和4年度都市計画審議会の開催 第1回 ①都市計画公園（宮前公園、荒川公園、町屋公園）の変更〔事前説明〕 第2回 ①都市計画公園（宮前公園、荒川公園）の変更〔審議・答申〕 第3回 ①都市計画公園（町屋公園）の変更〔審議・答申〕 ②都市計画用途地域等の一括変更 ・用途地域の一括変更（東京都決定）〔諮問・答申〕 ・高度地区、防火及び準防火地域、中高層階住居専用地区、特別工業地区、地区計画の一括変更（荒川区決定）〔審議・答申〕 ●令和5年度都市計画審議会の開催 第1回 ①都市計画公園（宮前公園）の変更〔審議・答申〕							
必要性	区の都市計画を定める際の都市計画案を調査審議するため、都市計画法に基づき設置された機関であり、区の都市計画決定の手続きに際し都市計画審議会での審議・答申が不可欠である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	審議会開催件数	1	0	0	2	2	必要に応じて開催
	②	案件審議件数	1	0	0	3	2	必要に応じて開催
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		都市計画の決定にあたり、区民や専門家等の意見を反映していくため、継続して実施する。				

(単位：千円)

注	6年度及び7年度については、都市計画審議会を開催していないことから、物件費は発生していない。
---	--

問題点・課題

問題点・課題の改善策

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

他区の実
施状況

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	11-01-04		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	都市復興計画		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	能見	
			担当者名	赤坂		内線	2815	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）								
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 13	（ 2001 ）	年度	根拠	荒川区震災等による被災市街地復興条例			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	大規模な震災、火災その他の災害により甚大な被害を受けた市街地に対し、その迅速かつ健全な復興を図るために必要な事項を定めることにより、市街地の復興を円滑に推進し、もって災害に強い良好な市街地の形成に資する。							
対象者等	大規模な震災などにより甚大な被害を受けた地区							
内容	（都市復興マニュアル） 【第1段階】都市復興初動体制の確立（発災～1週間）⇒【第2段階】都市復興基本方針等の策定（1週間～1ヶ月）⇒【第3段階】都市復興基本計画等の策定（1ヶ月～6ヶ月）⇒【第4段階】都市復興事業計画等の策定（6ヶ月～1年）⇒【第5段階】都市復興事業の推進（1年以降） ○復興担当職員がいざというときにとるべき行動手順や計画立案の指針について検証、検討を進める ○東京都が開催する都市復興模擬訓練への参加 ○被災建築物応急危険度判定員（事務局：建築指導課）や被災宅地危険度判定士の養成 ※被災宅地危険度判定士 88名（令和8年4月現在）							
経過	平成9年度（都）都市復興マニュアル・生活復興マニュアル策定 平成10年度（都）都市復興マニュアルに基づく模擬訓練実施 ※以後毎年実施 平成12年度（都）震災対策条例公布 平成13年度（都）震災復興グランドデザイン策定 東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会発足 講習会の実施 ※以後毎年実施 平成13年10月 荒川区震災等による被災市街地復興条例制定 平成14年度（都）震災復興マニュアル策定※都市復興と生活復興を統合し再編（H28.3）、R3.3/R7.3改定 平成15年9月 荒川区都市復興マニュアル策定（H27.4 一部改正） 平成20年度（都）区市町村震災復興標準マニュアル作成（H29.3修正） 平成25年6月 大規模災害からの復興に関する法律公布 平成30年度 都市復興訓練（都主催）を荒川区にて開催							
必要性	都市の復興を迅速かつ円滑に進めるには、いざというときにとるべき行動や施策をあらかじめ検討し、多くの職員が理解しておくことが有効である。また、復興計画の策定に向けた手順等を平時から訓練し、有事に備える必要がある。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	都市復興マニュアルの見直し(%)	70	70	70	70	100	検討:50%、時点修正:70%、改訂:100%
	②	都市復興模擬訓練への参加者数(人)	5	9	2	2	2	参加人数
③	被災宅地危険度判定士の登録者数(人)	69	73	88	87	75	登録者数	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		災害時における都市復興に対応するため、継続して実施する必要がある。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,845	2,200	355	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	132	627	495		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,977	▲ 2,827	▲ 850
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		1,977	2,827	850	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,977	▲ 2,827	▲ 850
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,977	▲ 2,827	▲ 850	

備考	主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。
----	---

問題点・課題	○都市復興マニュアルを実効性の高い内容としていくため、検証を行う必要がある。また、併せて、事前準備やマニュアルに即した区職員による復興研修の実施等が必要である。 ○東京都のマニュアルが令和８年度に改定される予定であることから、これを踏まえて、区のマニュアルについても改定を検討する必要がある。 ○東京都が開催する都市復興訓練への参加者を増やすとともに、被災者生活再建支援システムの活用についても検討する必要がある。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	東京都が主催する復興訓練等に参加する。	東京都が主催する復興訓練等に参加した。	荒川区都市復興マニュアルの改定に向けて、課題の整理や内容の検討を進める。
②			
③			

施 状 況	他 区 の 実 況	(実施	21	区	未実施	1	区	不明	0	区)
		都市復興マニュアル策定区 千代田区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、 中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区								

議 決	・平成13年2定 震災復興条例の制定について
-----	------------------------

事務事業分析シート（令和8年度）										No1
事務事業コード		11-01-05			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		土地利用現況調査			部課名		防災都市づくり部都市計画課		課長名	
					担当者名		古山		内線	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-05-01		土地利用現況調査費						
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		昭和 61（ 1986 ）年度		根拠		都市計画法				
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等						
実施基準		☒ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系		分野		VI 安全安心都市						
		政策		12 利便性の高い都市基盤の整備						
		施策		01 快適な市街地環境への誘導						
目的		都市計画に則り、街づくりを誘導するため、土地利用状況のほか、建築物の用途、構造、面積等の調査を定期的に行い、街の経年変化を把握する。 また、都市計画の変更に合わせて、随時、都市計画図等を閲覧できるシステムを更新して、都市計画情報を公開する。								
対象者等		区内全域の土地・建築物								
内容		○主な事項 - 都は、概ね5年ごとに、都市計画法に基づき、都市計画に関する基礎調査（土地利用現況調査【直近：令和3年度】、都市計画基礎調査【直近：令和5年度】、）を実施している。 - 区は、都が実施した土地利用現況調査結果のデータを借り受け、翌年度に、区の調査項目を追加してデータ作成を行っている。 ○付属事項 - 土地利用現況調査結果を基に、区内の土地利用の状況及び経年変化を資料としてまとめている。 - 都指定の地図データに用途地域等の都市計画や土地利用現況調査結果を組み込んだシステムを構築し、保守・管理している。 - 用途地域等を記載した都市計画図データの作成（毎年）及び印刷（都市計画変更時） - まちづくり施策の基礎資料として使用する白図データの作成（毎年）								
経過		土地利用現況調査（昭和61年度以降5年毎） 都市計画基礎調査（昭和63年度以降5年毎） 荒川区都市計画情報システムの導入（平成13年度） 都市計画図等閲覧システム[ホームページ用]の構築（平成19年度） 荒川区地図情報システム[統合型GIS及び公開型GIS]の更新及び構築（平成29年度） 荒川区地図情報システム[公開型GIS]運用開始(平成30年度)								
必要性		都市計画法に基づく事務であり、都市計画情報を適正に管理することは、まちづくり施策の推進を図るために必要である。								
実施方法		（ ☐ 一部委託 ☐ ）（ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 統合型及び公開型GIS更新業務委託(3,340,000円)								
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明		
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)			
	①	都市計画図アクセス状況（数） （荒川区ホームページ）	29,421	35,939	33,570	35,672	36,000	年単位（R6年1月～R6年12月末） （※年度単位ではない）		
	②	地図情報アクセス状況（数） （区外部サイト）	34,371	35,667	33,681	35,708	36,000	年単位（R6年1月～R6年12月末） （※年度単位ではない）		
③										
事務事業の分類			分類についての説明・意見等							
8年度		9年度								
継続		継続		土地利用現況調査の実施により、街の経年変化や各まちづくり事業の進捗状況を把握し、新たな施策の立案の基礎資料として継続して活用していく。						

(単位：千円)

問題点・課題

①

施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		11-01-06		戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		荒川区市街地整備指導要綱		部課名		防災都市づくり部都市計画課		
				課長名		能見		
				担当者名		古山		
				内線		2813		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）								
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		昭和 52（ 1977 ）年度		根拠		荒川区市街地整備指導要綱		
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 11（ 2029 ）年度		法令等				
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		VI		安全安心都市		
		政策		12		利便性の高い都市基盤の整備		
		施策		01		快適な市街地環境への誘導		
目的		一定規模以上の建築物の建設、周辺の市街地環境に影響を与える施設整備等に対して、荒川区のまちづくり施策との整合性を図るため必要な事項を定め、区内における市街地の秩序ある整備を促進するとともに、生活環境の向上及び公共公益施設等との調和を図る。						
対象者等		①都市計画法第29条に基づく開発行為、②延床面積1,000㎡以上の建築物、③6戸以上の共同住宅等及び長屋、④墓地又は納骨堂の設置、⑤ペット火葬施設等の設置、⑥移動火葬施設の使用						
内容		○事業計画の段階で、以下の事項について指導・協議する。 近隣関係住民への説明、町会等との協議、景観への配慮、電波障害対策、計画規模に応じた道路及び緑地等・外壁の後退、生活環境対策（ごみ置場及びリサイクル物品保管場所の設置、防犯灯の設置）、事業計画に応じた駐車施設（来客、荷捌き、その他）及び駐輪施設の設置、防災対策（防火水槽設置、雨水対策）、バリアフリーへの配慮、地球環境への配慮、土壌汚染対策、埋蔵文化財保護 ○協議で合意に達した場合、合意事項に基づく協定を締結する。 ○工事完了時に現地に赴き、協定の履行確認を行う。						
経過		昭和52年11月制定(荒川区開発指導要綱) 昭和58年4月改正(名称：東京都荒川区市街地整備指導要綱) 平成9年9月現要綱制定 ※以後13回改正、最終改正平成30年3月 平成19年9月改正(集合住宅を条例化) 平成25年3月改正(戸建住宅等を条例化) 平成30年3月改正(小規模な共同住宅・寄宿舎・長屋を新たに対象)						
必要性		秩序ある民間開発を促進し、既成市街地における住環境の維持・向上を図るために、必要な事業である。						
実施方法		(1直営) (直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員) 指導内容が多岐の分野に亘るため、事業者に対して「事前申出書」提出前に関係各課と協議を行うよう案内し、提出後は当課を窓口として指導を行っている。						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	協定締結率（％）	100	100	100	100	100	協定締結/提出(適用除外除く)
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		区の街づくり方針に合わせた開発を誘導する事業であるため、継続して指導する。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,690	4,400	710	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	264	1,255	991		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,954	▲ 5,655	▲ 1,701
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		3,954	5,655	1,701	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 3,954	▲ 5,655	▲ 1,701
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 3,954	▲ 5,655	▲ 1,701	

備考

主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題

「墓地又は納骨堂の設置」「ペットの火葬施設等の設置」「移動火葬施設の使用」は、景観への影響や騒音問題、臭気や煙などにより、近隣住民とのトラブルに発展する可能性が高いため、迅速かつ適切な対応を行う必要がある。事前に指導方針を定め、明確化することで、担当職員の判断基準が統一化され、トラブル発生時の対応の円滑化を図り、公平な指導を実施していく必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	社会状況に応じた、適切な運用、 必要な情報収集を行っていく。	指導要綱に基づき、適切に運用を 行った。	引き続き、適切で厳格な運用を 行っていく。
②			他区の動向や社会状況を踏ま え、適正な指導内容を検討してい く。
③			

他 区 施 状	(実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区)
	未実施地区：9区（新宿・目黒・世田谷・渋谷・中野・豊島・練馬・足立・江戸川）

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

--	--

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	11-01-07		戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	魅力ある都市景観づくり		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	能見	
			担当者名	塚野		内線	2813	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-07-01	魅力ある都市景観づくり事業費						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 8年度 ○ 7年度）			○ 建設事業		● それ以外の継続事業		
開始年度	平成 11	（ 1999 ）	年度	根拠	景観法・都景観条例・区景観条例			
終期設定	● 有 ○ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等			
実施基準	● 法令基準内		● 都基準内	● 区独自基準	計画区分	● 計画	○ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	荒川区景観条例及び景観計画の着実な運用により、区民と事業者と区が協働し、都内唯一残る都電や開放感のある隅田川、寺町風景の残る日暮里台地など、良好な景観を守り育てていくとともに、新たな景観形成の実現を図る。							
対象者等	○一定規模以上の建築物の新築、増築、改築等を行う建築主、宅地開発を行う事業主等 ○景観まちづくりに関心のある区民等							
内容	○荒川区景観条例、景観計画 景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等のほか、区民と進める景観まちづくり等について必要な事項を定めるとともに、区民等、事業者及び区が協働して、「新しい息吹のなかにも、下町らしい雰囲気をつたわる風景をつくる」ことを目的としている。 ○荒川区景観審議会 審議内容 区長の附属機関として、良好な景観の形成に関する事項について、調査・審議を行う。 開催状況 開催11回、直近の開催は令和8年3月16日 構成員 学識経験者3人、区議会議員4人、関係団体4人、区民6人 計17人 ○景観まちづくり推進委員会 公募区民で構成する委員会で、景観まちづくりの施策を広く区民等に普及・展開する。							
経過	平成16年6月 平成20年度 平成21-22年度 平成23年度 平成24年度 平成28 -令和元年度 令和2-3年度 令和4-7年度	景観法の公布（17年6月全面施行） 区内の景観の状況や景観資源の把握をするための景観基礎調査を実施 景観法を踏まえた区の景観計画(案)、景観条例（案）を作成 区は、東京都の同意を得て、5月1日付けで「景観行政団体」となり、24年3月1日に景観計画と景観条例を施行 以後、条例に基づく事前協議制度、景観法に基づく届出制度を実施継続 その際、景観アドバイザー制度を活用し、事業者への適切な指導、誘導を実施継続 景観まちづくり塾の実施（計27回） 景観まちづくりシンポジウムの開催（計3回） 景観まちづくりオンラインシンポジウムの開催（計3回開催） 景観まちづくり塾の開催（計24回開催）						
必要性	良好な景観の形成は、魅力ある街づくりを進めていく上で、また、潤いのある豊かさを感じられる生活環境の創造に不可欠であり、これを進めていくことにより区民一人ひとりが生き生きとした豊かな生活を送ることのできる「地域づくり」「まちづくり」につながるものである。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員)							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	景観アドバイザーの指摘に対する対応率（%）	90	85	94	95	95	・ 対応率＝対応案件数/事前協議件数
	②	景観まちづくり塾参加者数（累計）	130	155	176	176	180	
③	勧告・変更命令件数	0	0	0	0	0		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
推進	推進	生活環境の質の向上が求められている中、景観まちづくりを推進していく。						

予算・決算額等の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額		2,709	2,538	2,504	2,496	2,505	2,540	2,583
決算額（8年度は見込み）		1,032	812	1,278	1,364	1,369	1,350	2,583
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	事前協議件数	61	61	56	62	74	74	70
	届出件数	76	66	61	67	71	70	69
	景観アドバイザー会議開催回数	21	17	20	23	22	23	23
	景観審議会開催回数	0	0	1	0	1	1	1

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	アドバイザー報酬等	1,186	報酬	アドバイザー報酬等	1,120	報酬	アドバイザー報酬等	1,921
報償費	講師謝礼	63	報償費	講師謝礼	105	報償費	講師謝礼	137
旅費	アドバイザー旅費等	27	旅費	アドバイザー旅費等	26	旅費	アドバイザー旅費等	76
需用費	景観ニュース印刷製本等	52	需用費	景観ニュース印刷製本等	48	需用費	景観ニュース印刷製本等	263
役務費	議事録作成料等	30	役務費	議事録作成料等	52	役務費	議事録作成料等	115
使用料等	会場使用料	11	使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	71

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	15,025	17,620	2,595	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	114	122	8		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	68	109	41		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	990	4,706	3,716		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 16,197	▲ 22,557	▲ 6,360
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		16,197	22,557	6,360	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 16,197	▲ 22,557	▲ 6,360
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 16,197	▲ 22,557	▲ 6,360	

借	7年度においては、景観まちづくり塾講師の派遣回数が増に伴い、補助費等が増加した。
---	--

問題点・課題
○無彩色やコントラストの強い建築物が頻繁に計画される現状では、景観に関する知見を有する景観アドバイザーと事業者との対面協議により、色彩のほか、緑化や設備機器への配慮等に対するアドバイザーからの様々な指摘を踏まえ、事業者に対応を働きかけていく必要がある。
○魅力ある景観まちづくりを進めるためには、より多くの地域住民に景観意識を啓発していくことが重要となるため、景観まちづくり活動をいかに地域に根付かせ興味・関心を継続させていくかが課題である。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	まち歩きやワークショップを中心に「景観まちづくり塾」を開催し、令和6年度からの活動を取りまとめ、成果発表を行う。	まち歩きやワークショップを中心に「景観まちづくり塾」を開催し、令和6年度からの活動を取りまとめ、成果発表を行った。	「水×景観」をテーマに取り組んできた4年間の活動内容の取りまとめとしてシンポジウムを開催し、広く情報発信を行う。
②			
③			

施 状 況	他 区 の 実 況	(実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区)
		景観法に基づく景観行政団体として景観計画、景観条例の制定区：19区、制定予定区：1区 (世田谷区、新宿区、江東区、足立区、杉並区、墨田区、港区、目黒区、品川区、江戸川区、板橋区、練馬区、台東区、渋谷区、大田区、文京区、北区、豊島区、千代田区) (中野区、R8年度予定)

況議 (要会 質議)	・平成21年2定 ・平成23年4定 ・平成25年1定	地域の活性化に寄与する景観について 景観条例の制定について 景観に配慮をした公共サインについて
------------------	----------------------------------	---

事務事業分析シート（令和8年度）										No1	
事務事業コード		11-01-08			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事				
事務事業名		スーパー堤防の整備促進			部課名		防災都市づくり部都市計画課		課長名	能見	
					担当者名		赤坂		内線	2815	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）											
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業				
開始年度		昭和 60（ 1985 ）年度			根拠		河川法				
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度			法令等						
実施基準		☒ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系		分野		VI 安全安心都市							
		政策		11 防災・防犯のまちづくり							
		施策		03 災害に強い街づくりの推進							
目的		高潮対策として昭和50年に完成した現在の隅田川防潮堤（通称：カミソリ堤防）を、より安全性や親水性の高いスーパー堤防（特定地域高規格堤防）につくりかえることで、潤いのある水辺空間の創出を目指すものである。なお、事業主体は河川管理者の東京都建設局河川部である。									
対象者等		隅田川沿いの土地で開発事業等を行おうとする者 （区は対象者に対し、本事業の説明や協力要請を行っている）									
内容		スーパー堤防、緩傾斜型堤防及びテラスの整備 ※隅田川の延長23.5km（うち区の接岸延長約8km） 都市計画マスタープランにおける「全体構想」において、隅田川沿岸整備により「水辺を楽しめる空間の充実を図るとともに、治水対策などの防災機能の向上を図る」としている。									
経過		☐ スーパー堤防整備事業（特定地域堤防機能高度化事業：昭和60年創設） 整備延長（地域別） 白鬚地区（3地区） 1,377m 南千住地区（2地区） 360m 町屋地区（2地区） 237m 東尾久地区（1地区） 336m 西尾久地区（3地区） 592m 計2,902m（約36%） 事業中：西尾久六丁目（遊園D）地区 97m（約1.2%） ：南千住七丁目地区 40m（約0.5%）※完成時期未定 ☐ 緩傾斜型堤防整備事業（都市河川総合整備事業：昭和55年度創設） 整備延長 白鬚地区（4地区）、三河島地区 計1,162m（約15%） ☐ テラス整備 整備延長： 計6,705m（約84%）									
必要性		隅田川は都市内の貴重な自然環境であることから、安全でうるおいのある水辺を再生し、区民に広く開放するために必要な事業である。									
実施方法		☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員）									
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明			
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)				
	①	テラス整備率（%）	84	84	84	84	84	接岸延長に対するテラス整備延長			
	②	土と緑の堤防整備率（%）	51	51	51	51	51	接岸延長に対するスーパー又は緩傾斜型堤防整備延長			
③											
事務事業の分類			分類についての説明・意見等								
8年度		9年度									
継続		継続		治水性と親水性を兼ね備えた堤防の整備は、安全で快適な区民の暮らしに寄与する事業であるため、継続して実施する。							

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	923	1,100	177	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	66	314	248		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 989	▲ 1,414	▲ 425
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	989	1,414	425	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 989	▲ 1,414	▲ 425	
		特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
		特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 989	▲ 1,414	▲ 425	

備考	主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。
----	---

問題点・課題	○法的拘束力はなく、開発者の協力により初めて実施可能となる事業のため、計画的な執行は見込めない。 ○奥行がないなど敷地に余裕がない場合、現行の事業スキームでは対応困難である。 ○区所有地（町屋公園・天王公園等）については、整備に向けた各種調整が必要である。 ○荒川遊園A地区等における堤防と区有地が重複する部分の財産管理について、協議が整っていない状況である。 ○早期スーパー堤防化が困難な区間については、テラスの先行整備により、ウォーキングロードを整備する必要がある。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	荒川遊園D地区の整備について、引き続き関係部署間及び東京都との調整を行う。	荒川遊園D地区の整備について、関係部署及び東京都と調整を行った。	引き続き、関係部署間および東京都との調整を行う。
②	町屋公園については合意書締結に向けた調整を行う。天王公園については用地折衝等と並行し東京都との調整を行う。	町屋公園および天王公園について、進捗状況にあわせて東京都との調整を行っている。	町屋公園及び天王公園について、令和9年度の合意書締結に向けて調整を行う。
③	東京都との協議により荒川遊園A地区における財産管理の適正化に向けた方針を固める。	D地区の開園と合わせてA地区の財産管理の適正化を図れるよう東京都と協議を行った。	継続して、財産管理の適正化に向けた協議を行う。

他 区 の 施 状 況	(実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区)
	○東京都施行(隅田川) 中央、港、台東、墨田、江東、北、足立 ○国施行(江戸川・荒川・多摩川) 墨田、江東、大田、世田谷、北、板橋、足立、葛飾、江戸川

況 (要旨)	・平成22年4定 スーパー堤防の整備状況と今後の整備の見通しについて ・平成27年度2月会議 スーパー堤防化に時間を要する区間のテラス先行整備について ・令和4年度2月会議 気軽にスポーツができる環境の整備について ・令和5年度9月会議 町屋公園とこれに関連した公園及び隅田川沿岸の整備について ・令和6年度11月会議 隣接区との回遊性を促すためのスーパー堤防整備について	
-----------	--	--

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		11-01-10		戦略プラン		☐ 協働		☒ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		都市計画マスタープランの推進		部課名		防災都市づくり部都市計画課		課長名		能見			
				担当者名		赤坂		内線		2815			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-18-01		都市計画マスタープラン策定費									
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		平成 17（ 2005 ）年度		根拠		都市計画法第 18 条の 2							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等		（市町村の都市計画に関する基本的な方針）							
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画					
行政評価事業体系		分野		VI		安全安心都市							
		政策		12		利便性の高い都市基盤の整備							
		施策		01		快適な市街地環境への誘導							
目的		都市計画マスタープランに掲げる目標を実現するため、長期的な視点で街づくりを推進する。											
対象者等		区民及び事業者をはじめ、区の各街づくり施策担当											
内容		○都市計画マスタープランに掲げる分野別街づくり及び地域別街づくりの取組事項についてまとめた市街地整備プログラムに基づき、各種事業の進行管理を行い、事業の促進を図る。 ○都市計画マスタープランをもとに、新たな都市計画や街づくり事業の調整を行う。 ○建築敷地の細分化による密集市街地の拡大、再生産を防止するために、地区計画が定められていない地域全域に対し、新たに用途地域による敷地面積の最低限度を指定した。 ○令和9年度末に、基本構想の改定や、まちづくりの進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえて都市計画マスタープランを改定する。											
経過		平成 8年度 当初の都市計画マスタープラン策定 平成16年度 （都）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）策定 平成19年度 策定業務委託、基礎調査及び中間素案まとめ作成 平成20年度 策定業務委託、中間案のパブリックコメント、都市計画マスタープラン策定 平成21年度 （都）都市づくりビジョン改定 平成22年度 市街地整備プログラムの策定（H24.3以降は3年毎に改訂、直近はR3.3） 平成26年度 （都）都市計画区域マスタープラン改定（直近はR3.3） 平成29年度 （都）都市づくりのグランドデザイン策定 令和 2年度 用途地域等改訂に関する資料作成・支援業務委託（都市計画課事務費にて対応） 令和 3年度 用途地域による敷地面積の最低限度（60㎡）を指定											
必要性		都市計画マスタープランに基づき、計画的かつ効率的な街づくりを推進する必要性がある。											
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）											
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明						
		5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)							
	①市街地整備プログラム策定進捗率(%)	100	100	100	100	100	策定完了：100%						
	②												
③													
事務事業の分類		分類についての説明・意見等											
8年度		9年度											
推進		推進		都市計画施設の整備、市街地再開発事業、防災まちづくり関連事業の他、民間による開発等、街づくり事業全般の進行管理、確認等を行う。									

(単位：千円)

問題点・課題

主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

○東京都が策定している「都市づくりのグランドデザイン」、「都市計画区域マスタープラン」、「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」、「防災街区整備方針」等、関連する計画等と整合を図る必要がある。

○令和8年度に策定が予定されている新たな基本構想と整合を図る必要があるため、都市計画マスタープランについても、令和8、9年度に改定作業を行う。

問題点・課題の改善策

③

況 議 会 要 質 問 状	・平成22年3定 町屋地域全体のまちづくりについて、 町屋駅周辺に下町の風情を生かしたまちづくりについて ・平成23年1定 荒川区の今後のまちづくりについて、南千住地域における今後のまちづくりについて ・平成23年4定 魅力ある尾久地域の整備について ・令和8年2月会議 都市計画マスタープランの改定について
---------------------------------	---

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	11-01-11		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	防災都市づくり推進計画		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	能見	
			担当者名	赤坂		内線	2815	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）								
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	平成 9	（ 1997 ）	年度	根拠				
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	震災の予防、被害拡大を防止するため、東京都が都市構造の改善に関する諸施策を推進することを目的として定めた「防災都市づくり推進計画」に基づき、延焼遮断帯の整備や緊急輸送道路の機能確保、避難場所等の確保に取り組むとともに、木造住宅密集地域における建築物の不燃化・耐震化など面的な整備を進め、震災に強い都市づくりを推進する。							
対象者等	防災都市づくりのための施策を実施している地域							
内容	○特定緊急輸送道路沿道建物耐震化推進事業 ○密集住宅市街地整備促進事業による主要生活道路や広場等の整備及び建築物の不燃化・共同化 ○木造（非木造）建物耐震化推進事業やブロック塀等改修助成事業 ○老朽空家住宅除却助成事業 ○防災都市づくり推進計画（以下「推進計画」とする）で指定された整備地域、重点整備地域の事業推進 ・整備地域：地域危険度が高く、かつ、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時の大きな被害が想定される地域【荒川地域：約591ha（486ha）千駄木・向丘・谷中地域：約212ha（167ha）（ ）整備地域から除外された区域を除いた区域の面積 ・重点整備地域：整備地域の中から、重点的に事業展開し早期に防災性の向上を図ることにより、波及効果が期待できる地域【町屋・尾久地区：約242.6ha、荒川・南千住地区：約123.4ha】							
経過	平成 7年度 推進計画〈基本計画〉策定⇒荒川地域（約583ha）が重点整備地域（現整備地域）に指定 平成 8年度 推進計画〈整備計画〉策定⇒町屋・尾久地区（約267ha）が重点地区（現重点整備地域）指定 平成21年度 推進計画改定⇒千駄木・向丘・谷中地域（約212ha）が整備地域に指定 平成25年度 不燃化特区整備促進事業開始 荒川2・4・7丁目地区（約48.5ha）が不燃化特区に指定 平成26年度 町屋・尾久地区（242.6ha）が不燃化特区に指定 平成27年度 推進計画改定⇒荒川2・4・7丁目地区（約48.5ha）が重点整備地域に指定 令和元・2年度 推進計画「基本方針」「整備プログラム」改訂 令和3年度 不燃化特区延伸（～R7年）荒川2・4・7丁目地区を荒川・南千住地区（約123.4ha）に変更 令和8年度 不燃化特区延伸（～R12年）							
必要性	震災時に区民の生命と財産を守るため、木造密集市街地の総合的な改善が必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	不燃領域率（荒川・南千住）（%）	66.4	67.2	68.1	68.5	70超	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
	②	不燃領域率（町屋・尾久）（%）	65.0	65.6	66.2	67.0	70超	土地面積に対する耐火・準耐火建築、空地等の比率
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続	本区の密集地域はこの推進計画において、重点整備地域等として位置づけられており、都と連携して事業を継続的に実施する必要がある。						

(単位：千円)

問題点・課題

主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

○避難路の整備やオープンスペースの確保、老朽木造住宅の除却・建替えの促進等により、防災都市づくりを加速させる必要がある。

○防災都市づくり推進計画において整備地域として位置づけられている「千駄木・向丘・谷中地域」には、西日暮里三丁目地区が含まれていることから、同地区の防災性向上に向けた取組みについて検討が必要である。

○木造密集地域の改善に資する地区計画の区域拡大を進めていく必要がある。

問題点・課題の改善策

①

②

③

施狀況

況（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	11-01-12		戦略プラン	☒ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	区民の手によるまちづくりの支援		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	能見	
			担当者名	赤坂		内線	2815	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）								
事務事業の種類			☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業					
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠				
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	地域を愛し、人を思いやるあらかわの良さをよりどころに、自立した区民が、主体的にまちづくりに参加する仕組みづくりを検討する。							
対象者等	区民							
内容	☐ 区民が地区計画制度を活用し易くするための仕組みづくり 区民が主体となってまちづくりを考えるきっかけとなるよう、その手法である地区計画の策定手引きを作成するとともに、初期の各種相談に即時に対応できる体制及び検討段階における支援を行う。 ☐ まちづくり施策に区民の意見を反映するための総合的な仕組みづくり 都市計画の提案制度や近年制定する自治体が増えつつある「まちづくり条例」の創設等、荒川区らしい区民参加の仕組みを模索する。							
経過	平成18年度	区政改革懇談会（まちづくり・環境分科会事務局）の実施 荒川区基本構想策定						
	平成21年度	西日暮里三丁目まちづくり協議会の活動を参考に「地区計画策定の手引」作成						
	平成23年度	荒川区景観計画策定、景観条例制定 ⇒景観まちづくり活動を行う区民組織の育成、認定、技術的支援の制度を創設						
	平成28年度	区民主体のまちづくり活動である日暮里中央通りまちづくり協議会の設立						
	平成30年度	三の輪銀座商店街振興組合からまちづくりルール導入についての相談（～令和4年度）						
	平成31年度	日暮里中央通り沿道地区地区計画決定（4/1）						
必要性	基本構想の基本理念や都市計画マスタープランに掲げる区民の主体的なまちづくりへの参画を推進するため、区民の手によるまちづくりの支援制度の整備が必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	まちづくりに関する活動組織数	10	10	12	12	12	組織の数
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続		継続	時代の要請である住民主体のまちづくりに対し、支援を継続して実施する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,845	2,200	355	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	132	627	495		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,977	▲ 2,827	▲ 850
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)		1,977	2,827	850	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,977	▲ 2,827	▲ 850
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,977	▲ 2,827	▲ 850	

備考	主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。
----	---

問	○区民がまちづくり活動をより身近なものと感じられるよう、まちづくり活動に関する情報収集や情報提供について力を入れる必要がある。
---	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	適宜、まちづくり活動をサポートをする。	適宜、まちづくり活動をサポートすることができるように、情報収集に務めた。	適宜、まちづくり活動をサポートしていく。
②			
③			

他 区 の 施 状 況	(実施 15 区 未実施 7 区 不明 0 区)			
	まちづくり条例制定区：中央区、港区、墨田区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区			

況 (要旨)	・平成19年2定 生活環境と地域コミュニティを守る荒川区まちづくり条例の制定について ・平成20年1定 都市再生整備計画などを活用したまちづくりについて ・平成20年3定 総合的なまちづくり条例制定について ・平成28年度11月会議 住民が考えるまちづくりについて ・平成30年度11月会議 商店街における街づくりルールの策定について
-----------	---

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	11-01-13		戦略プラン	○ 協働	● 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例（住環境条例）		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	能見	
			担当者名	古山		内線	2813	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）								
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 8年度 ○ 7年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	平成 19（2007）年度		根拠	荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例及び施行規則				
終期設定	● 有 ○ 無 令和 11（2029）年度		法令等					
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画		● 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI 安全安心都市						
	政策	12 利便性の高い都市基盤の整備						
	施策	01 快適な市街地環境への誘導						
目的	住宅等の建築に係る住環境の整備について基本的なルールを定めることにより、住宅等の居住者における快適な居住環境を確保するとともに、周辺地域における生活環境の維持向上を図りつつ、住宅等の居住者と周辺住民が良好な近隣関係を築くことにより、豊かな地域社会の形成を図る。							
対象者等	①15戸以上の共同住宅、寄宿舎又は長屋の建築、②6区画以上の一戸建ての住宅及び長屋の建築、③土地350㎡以上の区画形質の変更（道路の新設等）を伴う一戸建ての住宅の建築、④敷地350㎡以上の長屋の建築を行う事業者等							
内容	○建築計画の段階で、以下の事項について指導 近隣関係住民への周知、電波障害対策、町会等の加入又は自治会設立、土地区画面積（敷地面積60㎡以上）、専有面積（25㎡以上、総戸数に応じて50㎡以上の住戸を附置）、駐車施設の設置（商業系用途地域：戸数の10%以上、左記以外：戸数の30%以上、停留空地：1台）、防災対策（防火水槽設置、中間階備蓄倉庫設置、雨水対策）、管理人室の設置、管理の基準、集会室の設置、計画規模に応じた道路等の整備及び壁面の後退、景観への配慮、土壌汚染調査、埋蔵文化財調査、バリアフリーへの配慮、地球環境への配慮、災害時における地域貢献 ※緑地・駐輪場・廃棄物の各条例の届出等は関係各課で対応 ○工事完了時に現地に赴き、条例の履行確認を行う ※条例内容を遵守しない建築主に対し、勧告・公表が可能							
経過	平成19年 9月27日制定 要綱から集合住宅を条例化 平成25年 3月21日改正 要綱から戸建住宅等を条例化 平成27年10月30日改正 子育て支援施設の設置等に関する事前協議拡充、家族向け住宅附置義務強化 ※家族向け住宅附置義務強化：従前30戸以上から対象⇒15戸以上から対象 平成30年 3月29日規則改正 管理時における駐車施設の変更の協議の規定新設 令和 4年 3月23日改正 ①共同住宅と長屋の複合用途の建築物、住戸数が15以上の長屋を適用対象に追加、②隣接する土地で同一の者が同時期に一戸建ての住宅を建築する場合に一体とみなす規定追加、③建築後に1年以内に用途変更をする場合の手続き規定新設、④開発を行う際の手続き、協議内容、遵守に関する規定を追加等 ※これまでは主に建設時の義務を付加してきたが、建設後の維持管理に関する規定を追加							
必要性	既成市街地における民間開発事業に対して、住環境の維持・向上を図るため、必要な事業である。							
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤職員 ● 会計年度任用職員） 指導内容が多岐の分野に亘るため、建築主に対して「建築計画書」提出前に関係各課と協議を行うよう案内し、提出後は当課を窓口として指導を行っている。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	計画時の条例適合率（％）	100	100	100	100	100	適合/届出
	②	完了時の条例適合率（％）	100	100	100	100	100	完了確認通知/完了届出
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
推進		推進		民間開発事業に伴う紛争を未然に防止し、良好な住環境の維持・向上に欠かせない事業であるため、推進する。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	4,613	5,500	887	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	330	1,569	1,239		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,943	▲ 7,069	▲ 2,126
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)		4,943	7,069	2,126	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,943	▲ 7,069	▲ 2,126	
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,943	▲ 7,069	▲ 2,126		

備考

主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題

条例により努力義務を課す事項については、その内容が形骸化しないよう、条例の主旨に鑑み必要な指導や助言を行い、一定の基準をもって履行を担保する必要がある。

一方で、社会状況の変化に伴い、求められる住環境の見直しが必要であることから、条例の見直しも検討する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、社会状況に則した適切 及び厳格な運用を行っていく。	社会状況に則し、適切で厳格な運用 を行った。	引き続き、適切で厳格な運用を 行っていく。
②			他区の動向や社会状況を踏ま え、適正な指導内容を検討してい く。
③			

他 区 の 実 施 状 況	（実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区） 未実施地区：5区（千代田・中央・品川・杉並・葛飾）
議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	- 平成22年2月 集合住宅条例（その後にに関する問題）について - 平成26年2月 住環境条例（ワンルームのみで構成される集合住宅の諸問題）について - 令和 3年9月 住環境条例（共同住宅と長屋からなる1棟の物件）について

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		11-01-14		戦略プラン		☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		災害時地域貢献建築物の認定制度		部課名		防災都市づくり部都市計画課		
				担当者名		古山		
				課長名		能見		
				内線		2813		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-04-02		災害時地域貢献建築物認定事業費				
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		平成 23（ 2011 ）年度		根拠		災害時地域貢献建築物認定制度実施要綱		
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等				
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価 事業体系		分野		VI 安全安心都市				
		政策		11 防災・防犯のまちづくり				
		施策		01 災害時における体制の強化				
目的		水害時における近隣住民等の一時の避難先となる建築物を地域貢献建築物として認定することにより、「自助」「共助」による防災対策を促進し、もって地域防災力の向上につなげる。						
対象者等		次の全てに該当する建築物の所有者等 ・建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしている建築物 ・5階建て以上かつ延べ面積1,000㎡以上の建築物						
内容		○「災害時地域貢献建築物」として認定を受けようとする建築物の所有者等の申請に基づき、申請内容が認定基準を満たしていると認めた場合、認定証交付、認定プレート掲示 ○「災害時地域貢献建築物」については、建築物名称・所在地等をホームページや防災地図を通じて、積極的に周知 ※認定基準 ①既存の町会への加入又は自治会の設立をしていること ②地域と連携して、防災対策の態勢を構築していること ③緊急時に近隣住民等が建物内に避難することについて、建築物の所有者等が合意していること ④緊急時における円滑な避難ができるように、建築物の出入口の円滑な開錠が可能であること						
経過		平成23年8月1日制定 （災害時地域貢献建築物への資機材購入費助成金交付要綱 平成23年9月1日制定 区民生活部防災課）						
必要性		緊急時の一時避難先を確保することは、近隣住民に安心感を与えるとともに、地域における防災対策の促進につながり、ひいては地域防災力の向上を図ることができる。						
実施方法		（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 認定プレート作成委託						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	認定建築物の数（件）	14	15	15	16	20	認定建築物の数(累計)
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		大規模水害時における垂直方向の避難場所を確保することは、万一高台へ避難できない場合の有効な手段であるため、継続して実施する。				

(単位：千円)

問題点・課題

問題点・課題の改善策

施状況

・令和4年10月 認定建築物を増やすための取組について

沉（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	11-01-15		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	南千住地区住宅市街地総合整備事業の推進		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	能見	
			担当者名	赤坂		内線	2815	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-17-01	南千住駅東側地域まちづくり推進事業費					
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 62（ 1987 ）年度	根拠	都市計画法、都市再開発法、社会資本整備総合					
終期設定	☒ 有 ☐ 無 令和 11（ 2029 ）年度	法令等	交付金交付要綱（国）					
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	04	市街地再開発事業等の推進					
目的	本事業は、大都市地域等の既成市街地等について、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成等を図りつつ、職住近接型の良質な市街地住宅の供給を推進するため、住宅等の建設、公共施設の整備等を総合的に行うものである。							
対象者等	南千住地区住宅市街地総合整備事業 施行区域：約68.9ha(南千住三丁目、四丁目、八丁目の一部)							
内容	南千住地区特定住宅市街地総合整備促進事業(平成6年3月 整備計画の大臣承認) 南千住地区住宅市街地総合整備事業の推進 ①都市計画決定(南千住北部地区地区計画・道路・駐輪場)手続き ②住宅市街地総合整備事業の計画(整備計画・事業計画)策定手続き ③関連公共施設(補助321号線・補助322号線・補助189号線)の整備 ④W街区開発事業(商業施設等)の推進 ⑤住宅市街地整備推進協議会(国土交通省・都道府県・区市町村)の全国会議出席 ⑥国土交通省所管公共事業の再評価(平成15年・平成20年)手続き ⑦その他(暫定利用部分(W街区事業用定期借地・東京メトロ代替地)の今後の取扱)							
経過	平成 8年 4月 都市計画決定(都市計画道路・南千住北部地区再開発地区計画(E街区)) 平成14年 3月 都市計画変更(南千住北部地区地区計画(W1街区)) 平成15年 1月 補助322号線(東口交通広場含む)完成 平成15年 3月 W2街区における事業用定期借地権設定契約締結(令和5年3月19日まで) 平成16年 3月 補助321号線(第1期)概成(東京メトロ千住車両基地東側は未整備) 平成19年 3月 事業期間延伸、リバーフロント工区住宅竣工(UR都市機構・民間事業者)※国費平成26年度まで 平成20年 5月 W1街区:民間事業者住宅竣工(計画住宅供給戸数の達成) 平成31年 3月 補助321号線(第2期)事業認可期間の延伸(令和4年度まで)※令和5年度まで延伸済み 令和元年度 W2街区現況調査等業務委託実施、補助321号線(第2期)の一部区間の暫定整備 令和 3年 3月 UR都市機構と「南千住駅東側地域のまちづくりの推進に関する協定書」締結 令和 4年10月 W2街区における事業用定期借地権設定契約締結(令和15年3月19日まで)							
必要性	施行区域内の道路ネットワークの充実を図るため、本事業を継続する必要がある。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 道路整備、公園整備							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み		目標値(8年度)
	①	住宅供給(戸)	2,656	2,656	2,656	2,656	2,656	C工区(1,847戸)、RF工区(800戸)
	②	公共施設整備(m)	1,216	1,216	1,216	1,216	1,216	補助321号線、補助322号線、補助189号線
③	施行区域内居住人口(推計)(人)	7,496	7,448	7,554	7,500	7,464	住宅供給街区+既成市街地	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
8年度	9年度							
継続		平成27年度に住宅供給戸数等が計画目標に達したものの、事業完了公告を行ってしまうと、施行区域内の所有地の優先取得が困難となることから、当面事業を継続する。						

(単位：千円)

問題点・課題

7年度は、地域のまちづくりの検討調査委託を実施したことから物件費が増加した。なお、補助対象事業ではないため、行政収入は発生していない。

○住宅供給戸数及び居住人口は概ね目標に達しているため、残事業及び本計画の取扱いについて検討する必要がある。残事業である都市計画道路補助189号線及び補助321号線（1期）については、当該路線の整備用地の一部に東京メトロの車庫が含まれており、用地取得には多額の補償費（代替地提供を含む）が必要になることから、長期的な視点で方向性を検討する必要がある。

○暫定利用部分であるW2及びW3街区については、暫定利用期間の再延長の方向で、土地所有者であるUR都市機構や現在の事業者と協議し、今後の方針を早期に決定する必要がある。

1

施状況

(实施	10	区	未实施	12	区	不明	0	区)
------	----	---	-----	----	---	----	---	----

議 会 質 問 状
況（要旨）

- | | |
|---------------|-------------------------------------|
| ・平成22年1定 | 南千住の住み良い街づくりについて |
| ・令和 2年度 2月会議 | LaLaテラス南千住の今後について（当面の利用継続と今後の利用の検討） |
| ・令和 4年度 11月会議 | 南千住東側（ララテラス）の街づくりについて |
| ・令和 4年度 2月会議 | ラテラスを含む南千住駅東側地域のにぎわいについて |
| ・令和 5年度 2月会議 | 今後のララテラスの在り方について |

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		11-01-16		戦略プラン		☐ 協働		☒ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		バリアフリー整備促進事業		部課名		防災都市づくり部都市計画課		課長名		能見			
				担当者名		渡辺		内線		2814			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-06-01		バリアフリー整備促進事業費									
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		平成 13（ 2001 ）年度		根拠		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）							
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 11（ 2029 ）年度		法令等									
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分				☒ 計画		☐ 非計画			
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市							
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成							
		施策		11		バリアフリーの推進							
目的		「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、交通結節点である公共交通機関と周辺の生活関連施設等をつなぐ線的なバリアフリー化、地域一体での連続的・面的なバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者など、誰もが安全・安心・快適に移動できる空間形成を重点的かつ一体的に推進するものである。											
対象者等		区民、公共交通事業者、道路管理者、交通管理者、公園管理者、建築主及び路外駐車場管理者など											
内容		荒川区バリアフリー基本構想推進協議会は、交通事業者、関係行政機関及び施設管理者等で構成され、特定事業計画の策定・推進・進捗管理を行う特定事業検討委員会と、特定事業計画に対し、住民の視点で課題や意見をとりまとめる住民検討委員会の2つの下部組織がある。 区では、この2つの検討委員会と全体で行う推進協議会間で事業進捗と情報の共有を図ることにより、バリアフリー基本構想の実現を目指していく。											
経過		平成14年 3月 「日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」策定 平成22年 3月 「荒川区バリアフリー基本構想」策定 平成23年 3月 「町屋駅・区役所周辺地区バリアフリー基本構想」策定 平成24年 3月 「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定 平成25年 3月 「南千住駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定 平成26年 3月 「熊野前駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定 令和 2年12月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会（特定事業検討委員会）」開催 令和 3年 3月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」開催、「基本構想（更新版）」策定 令和 7年11月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会（住民検討委員会）」開催 令和 8年 3月 「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」開催											
必要性		すべての人が利用しやすい施設等の整備を確実に推進していくため、必要である。											
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 区民、学識経験者、関係事業者等からなる「推進協議会」を設置し、策定した各地区の特定事業計画の進捗管理を行う。											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値（8年度）					
	①	特定事業計画（道路）の完了率（%）	47	49	56	62	62	整備済／事業計画、3年度以降は更新版の項目数に変更					
	②	特定事業計画（道路以外）の完了率（%）	69	73	80	86	86	整備済／事業計画、3年度から「公共施設」を「道路以外」に変更					
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
8年度		9年度											
重点的に推進		重点的に推進		高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性を確保するための最優先の事業である。									

(単位：千円)

問題点・課題

1

1

施狀況

況 議 会 質 問 状 (要 旨)	・平成27年度11月会議 「荒川区バリアフリー基本構想」の現状と今後の展開について ・平成28年度2月会議 日暮里駅北口のバリアフリー化について ・平成30年度6月会議 区内の主要な駅のバリアフリー化の促進について ・令和元年度2月会議 鉄道駅におけるホームドアの設置について ・令和3年度6月会議 紅葉橋のバリアフリー化について(エレベーター及びエスカレーターの設置)
--	---

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	11-01-17		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	日暮里駅総合改善事業		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	能見	
			担当者名	渡辺		内線	2814	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）								
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	平成 14	（ 2002 ）	年度	根拠	鉄道駅総合改善事業費交付要綱（国交省）			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	03	交通環境の整備					
目的	日暮里駅の混雑緩和やバリアフリー化、乗り換え負担の軽減を図るため、鉄道施設等の建設およびその施設の貸付けや維持管理を行う。							
対象者等	○事業主体 日暮里駅整備株式会社(第3セクター)							
内容	○スカイライナー利用者の利便性・快適性の向上 ○朝タラッシュ時の混雑緩和 ○バリアフリー化の推進 ○乗換利便性の向上を図るための駅の改良 ○鉄道施設等の建設 ○鉄道施設等の貸付 ○鉄道施設等の維持管理							
経過	平成13年 5月 国土交通省「首都圏空港アクセス改善緊急対策」で「日暮里駅の総合改善」を発表 8月 都市再生プロジェクト（第二次決定）において成田Bルート（成田スカイアクセス線）の早期整備が位置付けられる 14年10月 日暮里駅整備株式会社設立（荒川区出資51%） 18年 3月 日暮里駅計画上り線切替え 19年 7月 京成線・JR連絡口の統合 21年10月 日暮里駅計画下り線完成、京成日暮里駅完成式典 22年 3月 日暮里駅工事完了 22年 7月 成田スカイアクセス線開業 荒川区が成田スカイアクセス開業記念式典『NN36Festival in ARAKAWA』を開催							
必要性	平成13年5月、国土交通省から「首都圏の空港アクセス改善緊急対策について」が提言され、課題として日暮里駅の総合的改善が示された。鉄道駅総合改善事業の実施にあたっては、区と京成電鉄が出資して設立した日暮里駅整備株式会社が事業主体となった。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ○事業主体（日暮里駅整備株）へ区は51%（510万円）出資している。 ○整備費の一部として、国20%、地方20%（都15%、区5%）の補助を行った。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	一日あたりの乗降客数（人） （京成日暮里駅）	94,963	101,435	105,740	110,228	110,228	京成電鉄発表値(7年度まで)
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続	日暮里駅整備株の適切な運営に関する調整を継続して実施する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,845	2,200	355	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	132	627	495		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,977	▲ 2,827	▲ 850
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		1,977	2,827	850	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,977	▲ 2,827	▲ 850	
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,977	▲ 2,827	▲ 850	

備考

主に給与関係費が行政費用の多くを占めている。また、補助対象事業でもないため、行政収入は発生していない。

問題点・課題

○日暮里駅整備(株)の保有施設については、安定した貸付と維持管理が円滑に行えるよう京成電鉄(株)と調整を行う。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	京成電鉄（株）と連携し、計画的に株主総会及び取締役会を開催する。	京成電鉄（株）の担当者と意見交換を行い、計画的に会議を開催することができた。	株主総会及び取締役会が円滑に開催できるよう、京成電鉄（株）と連携を図る。
②	京成電鉄（株）と駅利用者の利便性向上に向けた取組や運営に関する協議を行う。	駅利用者の利便性向上に向けた取組や運営等に関して、京成電鉄（株）と協議し、駅利用者数が増加した。	駅利用者の利便性向上に向けた取組や運営に関する調整を京成電鉄（株）と行う。
③			

他区の実
施状況

(実施	5	区	未実施	17	区	不明	0	区)
京浜急行蒲田駅(大田区)、西武新宿線下井草駅(杉並区)・野方駅(中野区)、西武池袋線東長崎駅(豊島区)・江古田駅(練馬区)・椎名町駅(豊島区)								

議 会 質 問 状
況（要旨）

・平成22年1定	成田新高速鉄道開業イベントの開催について
・平成22年予算特別委員会	駅総合改善事業の作業ヤードの活用について
・平成26年1定	京成高架下の空きスペースの活用について
・令和3年度6月会議	京成高架の中層スラブの活用について
・令和5年度11月会議	京成町屋駅周辺の京成ガード下の活用について

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	11-01-18		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	多様な交通手段の確保		部課名	防災都市づくり部都市計画課		課長名	能見	
			担当者名	渡辺		内線	2814	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-10-01	コミュニティバス関連事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 17	（ 2005 ）	年度	根拠	道路運送法、道路交通法、道路法			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	03	交通環境の整備					
目的	コミュニティバス運行事業者等と連携し、高齢者や障がい者等の移動手段を確保する。							
対象者等	区民、区民以外							
内容	【コミュニティバスの利用促進】 ①運行 京成バス東京㈱による自主運行（運行補助なし）。 区はバス停留所等の整備、車両購入費の一部補助 ②運行経路 南千01系統 （南千住駅西口、アクロシティ、町屋駅、荒川区役所、南千住駅西口を結ぶ左回り循環） 南千02・02-1系統 （南千住駅西口、町屋駅、アクロシティ、南千住駅西口を結ぶ右回り循環） 【新たな交通手段の検討】 ①令和5年度 旧「町屋さくら」ルートの一部でタクシーを用いたデマンド交通の実証運行を実施 ②令和7年度 病院間送迎車を活用した地域交通の実証運行開始（1年間） ③令和8年度 汐入地区における地域交通の実証運行開始（1年間）							
経過	平成16年12月 京成バス株式会社と「荒川区コミュニティバス運行に関する協定書」締結 平成17年 4月20日 コミュニティバス「さくら」開業（南千01系統） 平成20年10月31日 コミュニティバス「汐入さくら」運行開始（南千03系統） 平成24年 2月 「荒川区地域公共交通会議」の設置 平成24年11月 1日 コミュニティバス「町屋さくら」運行開始（町屋04系統） 令和 4年 3月31日 コミュニティバス「町屋さくら」運行終了（町屋05系統） 令和 5年 3月31日 コミュニティバス運賃改定 令和 6年 3月 1日 コミュニティバス「さくら」「汐入さくら」減便 令和 7年 3月31日 コミュニティバス「汐入さくら」運行終了（南千03系統）、「さくら」運賃改定 令和 8年 1月 5日 病院間送迎車を活用した地域交通の実証運行開始（1年間） 令和 8年 6月 1日 汐入地区における地域交通の実証運行開始（1年間）							
必要性	区民の地域交通及び環境交通として必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 事業者、交通管理者、道路管理者、学識経験者、区民代表、区職員で構成される「荒川区地域公共交通会議」を設置し、検討を進める。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	「さくら」 乗車人数（一日当たり）（人）	943	627	598	604	604	
	②	「汐入さくら」 乗車人数（一日当たり）（人）	888	673	-	-	-	令和7年3月に廃止
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
推進		推進		コミュニティバスの安定的な運行を目指し、事業者と連携しながら利用促進策を協議していくとともに、新たな地域交通の検討など、多様な交通手段を確保していく。				

No2 (単位：千円)									
予算・決算額等の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
予算額		7,163	17,155	15,869	27,912	3,191	34,750	5,139	
決算額（8年度は見込み）		44	9,021	57	23,960	50	24,746	5,139	
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	委員謝礼	46	報償費	委員謝礼	52	報償費	委員謝礼	160	
需用費	会議用賄い	4	需用費	会議用賄い他	181	需用費	会議用賄い	13	
委託料	調査検討委託	0	委託料	GTFS-JPデータ作成委託	132	使用料等	会場使用料	16	
使用料等	会場使用料	0	使用料等	会場使用料	0	負担金等	住民が運行主体となった交通手段に対する運行補助	4,950	
			工事請負費	停留所改修工事	3,516				
			負担金等	車両購入費補助他	20,865				
(単位：千円)									
行政 コスト 計算書	勘定科目	6年度	7年度	差額	勘定科目	6年度	7年度	差額	
	行政 費用 用	給与関係費	8,303	9,900	1,597	地方税等	0	0	0
		物件費	4	313	309	国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	3,516	3,516	都支出金	0	10,066	10,066
		扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	46	20,917	20,871	使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	10,066	10,066
		賞与・退職給与引当金繰入額	594	2,824	2,230	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 8,947	▲ 27,404	▲ 18,457
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	8,947	37,470	28,523	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 8,947	▲ 27,404	▲ 18,457
		特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0
		特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 8,947	▲ 27,404	▲ 18,457
備考	7年度については、停留所改修工事や車両購入補助を行ったため、維持補修費や補助費等が増加した。								
問題点・課題	○既存路線の収支改善や維持に関する協議、検討 ○多様な移動手段の確保に向けた実証運行の実施								
問題点・課題の改善策									
	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容		令和7年度に実施した 改善内容および評価			令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	既存路線を維持するため、運行事業者の京成バス東京（株）と連携を図っていく。		京成バス東京（株）に対して、車両購入費の助成を行った。			「さくら」の維持のため、運行事業者である京成バス東京（株）と協議していく。			
②	地域特性に合った移動手段の導入に向け、関係事業者と協議していく。		病院間送迎車を活用した地域交通の実証運行を開始したほか、汐入地区においては運行に向け、運転手等の募集を行った。			病院間送迎車を活用した地域交通及び、汐入地区における地域交通の実証運行の利用促進を図る。			
③									
他区の実況	(実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区)								
実施済は、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、品川区、江東区、大田区、世田谷区、渋谷区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区 未実施は、目黒区(実証運行中)、中野区(コミュニティ交通として運行)、江戸川区									
議会(要旨)質問状	・令和 6年度11月会議 コミュニティバス「さくら」への対応及び今後の方針について ・令和 6年度11月会議 コミュニティバスへの赤字補填及び「身近な交通手段の再構築」について ・令和 6年度 2月会議 コミュバス「さくら」の南千住駅東口への展開及び「地域交通計画」の策定について ・令和 7年度11月会議 地域公共交通計画・調査の実施について ・令和 7年度11月会議 上46系統・汐入地区の交通不便解消・「さくら」南千住駅東口への乗り入れについて								

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		11-01-19		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事			
事務事業名		擁壁等対策事業		部課名		防災都市づくり部都市計画課		課長名		能見					
				担当者名		古山		内線		2813					
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-15-01		擁壁等対策事業費											
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☒ 7年度）				☐ 建設事業		☐ それ以外の継続事業							
開始年度		平成 30（ 2018 ）年度		根拠		荒川区擁壁専門家派遣事業実施要綱									
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 11（ 2029 ）年度		法令等		荒川区擁壁等対策工事助成金交付要綱									
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画							
行政評価事業体系		分野		VI		安全安心都市									
		政策		11		防災・防犯のまちづくり									
		施策		03		災害に強い街づくりの推進									
目的		大雨等の自然災害に備えて、区内の土砂災害特別警戒区域内等に存するがけ又は擁壁（以下「擁壁等」という。）を所有する区民等に対して、専門家派遣及び工事助成といった支援を行うことで、宅地及び建築物の安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。													
対象者等		対象地に存する擁壁等の所有者（借地権者を含む） ただし、地方公共団体、鉄道事業者、不動産業者、建設業者を除く													
内容		●専門家派遣 荒川区建築設計事務所協会と協定を締結し、同協会の協力により、申込者に対して擁壁専門家を派遣（申込者の費用負担はなし）し、次のとおり働きかけを行う。 ①現地調査及び申込者ヒアリング ②対策内容の提案書の作成及び申込者への説明 ●対策工事助成 対 象 ①耐震診断の結果倒壊の恐れがある擁壁等であること ②倒壊により、一定範囲内に被害が及ぶことが想定される擁壁等であること ③安全上有効と認められる工事であること 助成額 補助対象工事費の3分の2以内、かつ、上限3,000万円（道路又は公共施設に接する擁壁） 上限2,000万円（それ以外の擁壁）													
経過		平成27～28年度 土砂災害防止法に基づく基礎調査【都】 平成30年1月30日 区域指定【都】 平成30年5月28日 荒川区擁壁専門家派遣事業実施要綱制定 6月20日～擁壁専門家派遣事業開始（都市計画課事務費で実施） 平成31年4月1日 擁壁等対策工事助成金交付要綱制定・擁壁等対策工事助成開始 令和6年12月27日 区域指定解除及び指定【都】 令和8年4月1日 荒川区擁壁等対策工事等助成金交付要綱 一部改正													
必要性		各地で大雨による土砂災害が続発する中で、本事業は、土砂災害のおそれのある区域に存する擁壁等の安全性を確保するために専門家の派遣や工事助成を行うものであり、災害に強いまちづくりを推進するために必要な支援策である。													
実施方法		（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 擁壁専門家派遣事業の流れ：申込み⇒専門家派遣⇒現地調査・ヒア⇒対策提案書作成・説明 対策工事助成の流れ：事前協議⇒内定申請・決定⇒工事契約・着手・完了⇒交付申請・決定⇒請求													
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明						
				5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)							
	①	擁壁専門家派遣（件）			5	5	5	5	10	実績の累計件数					
	②	対策工事助成（件）			0	0	0	1	5	実績の累計件数					
③															
事務事業の分類				分類についての説明・意見等											
8年度		9年度													
推進		推進													
土砂災害防止法に基づく区域指定を受け、引き続き警戒避難体制整備のほか、区域内の擁壁等の安全性確保に向けた取組を行う。															

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			11,249	11,276	10,949	10,949	10,490	11,111	35,289
決算額（8年度は見込み）			0	473	0	0	0	0	35,289
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	擁壁専門家派遣（件）		0	1	0	0	0	0	2
	対策工事助成（件）		0	0	0	0	0	0	1
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
委託料	擁壁等改修専門家派遣業務委託	0	委託料	擁壁等改修専門家派遣業務委託	0	委託料	擁壁等改修専門家派遣業務委託	1,164	
負担金等	擁壁等対策工事助成金	0	負担金等	擁壁等対策工事助成金	0	負担金等	擁壁等対策工事助成金等	34,125	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	923	1,100	177	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	66	314	248		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 989	▲ 1,414	▲ 425
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		989	1,414	425	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 989	▲ 1,414	▲ 425
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 989	▲ 1,414	▲ 425	

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	個別の相談内容や利用状況、他区の状況等を見ながら、補助割合・上限額を検討する。	他区の状況等を見ながら、補助内容の見直しを検討し、拡充を図った。	補助額の増額等について周知を行っていく。
②	引き続き区の負担軽減策を検討する。	区の負担軽減のため、国等に対して補助の充実を要望することを区長会へ提案した。	負担軽減策に向け、補助金等の調査・研究を行っていく。
③	事業の未利用者に対して、改めて、周知を行う。	杉並区の事故を受けて、事業対象者に改めて注意喚起を行った。	事業対象者に向けて、改めて対策工事の必要性及び補助制度の変更について周知を行う。

地区の実況	(実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区)
	●専門家派遣実施区一港、新宿、品川、大田、世田谷、北、板橋、豊島 ●工事助成実施区一千代田、港、新宿、文京、台東、品川、目黒、大田、世田谷、豊島、北、板橋

議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	
--	--